

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第五号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（任命の方法） 第二条の二（略） 一（略） イホ（略） ヘ情報職給料表において職務の級が二級以上の職 ト（略） 二（略） イ前号のイからヘまでに掲げる職以外の職（警察官の職を除く。） ロ・ハ（略） （選考による採用） 第四条（略） 一 第二条の二第二号のイからヘまでに掲げる職 二・三（略） 2（略） （昇任試験又は選考の実施） 第十五条の二（略） 2（略） 一（略） イホ（略） ヘ情報職給料表において職務の級が三級以上の職 二（略） 3―6（略） （名簿の閲覧） 第二十六条 名簿は、任命権者その他の関係者の請求に応じて閲覧（電磁的記録にあつては記録された事項を表示したものの閲覧）に供することができるものとする。 （臨時的任用） 第四十条（略） 一・二（略）	（任命の方法） 第二条の二（略） 一（略） イホ（略） ヘ（略） 二（略） イ前号のイからホまでに掲げる職以外の職（警察官の職を除く。） ロ・ハ（略） （選考による採用） 第四条（略） 一 第二条の二第二号のイからホまでに掲げる職 二・三（略） 2（略） （昇任試験又は選考の実施） 第十五条の二（略） 2（略） 一（略） イホ（略） 二（略） 3―6（略） （名簿の閲覧） 第二十六条 名簿は、任命権者その他の関係者の請求に応じて閲覧に供することができるものとする。 （臨時的任用） 第四十条（略） 一・二（略）

三 任命権者が人事委員会から提示された名簿に記載された者の数が採用すべき者の数より少ない場合又は名簿に記載すべき者がいない場合	三 当該職に対する名簿の提示の請求に対し、任命権者が人事委員会から提示された名簿に記載された者の数が採用すべき者の数より少ない場合又は名簿に記載すべき者がない場合
---	---

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。